



府 食 第 4 0 2 号  
平成 30 年 6 月 12 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について (回答)

平成 30 年 6 月 7 日付け厚生労働省発生食 0607 第 1 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

#### 記

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、アルゴンについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定することについては、以下に示す理由から、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. アルゴンと同じ製造用剤用途の添加物としてこれまで使用されてきた窒素と同様に、アルゴンは化学的に不活性である。
2. 大気の通常の構成成分として、人は日常的にアルゴンを吸入しているものの、大気中のアルゴンの吸入による人の健康への悪影響は知られていない。

3. なお、呼気中のアルゴン濃度と血液中のアルゴン濃度は平衡状態にあり、添加物としての低用量のアルゴンを摂取し、仮にその一部が吸収され血中に入ったとしても、その平衡状態は維持され、血液中のアルゴン濃度は変化しないと考えられる。